

説 明 書

浜松医科大学医学部附属病院医療機能強化棟等建築実施設計業務に係る参加表明書及び技術提案書の提出に関する詳細は下記によるものとする。

なお、本業務は「公共事業の入札・契約手続の改善に関する行動計画」運用指針（平成8年6月17日事務次官等会議申合せ）記4に定める調達の対象外である。

記

- 1 公示日 2019年3月8日
- 2 発注者 国立大学法人浜松医科大学
理事 田 中 宏 和
- 3 担当部局 〒431-3192
静岡県浜松市東区半田山一丁目20番1号
国立大学法人浜松医科大学施設課企画係
電話 053-435-2138
- 4 業務概要
 - (1) 業務名 浜松医科大学医学部附属病院医療機能強化棟等建築実施設計業務
 - (2) 業務内容 医療機能強化棟（鉄筋コンクリート造 地下1階地上5階、延床面積約6,501㎡）及び病棟（鉄骨鉄筋コンクリート造 地下1階地上8階、改修面積約651㎡）の実施設計業務
 - (3) 履行期限 2020年1月31日（金）（ただし、2019年12月27日までに設計積算を完了し、2020年1月31日までに確認済証の交付を受けられるように計画通知手続き業務を行うこと。）
 - (4) 業務の詳細説明 別紙1の「設計概要書」、別紙2の「設計業務委託特記仕様書」及び別紙3の「基本設計書」のとおり
- 5 参加表明書及び技術提案書の作成様式及び記載上の留意事項
別紙4の「参加表明書作成要領」及び別紙5の「技術提案書作成要領」のとおり
- 6 受注資格の喪失
本件業務を受注した建設コンサルタント等（協力を受ける他の建設コンサルタント等を含む。以下同じ。）及び当該建設コンサルタント等と資本若しくは人事面において関連を有する製造業者及び建設業者は、本件業務に関するすべての建設業務の受注資格を失う。
- 7 技術提案書の提出者に要求される資格
次に掲げる条件を全て満たしている単体又は次に掲げる条件を満たしている2者以上

の者により構成される共同体であること。

- (1) 文部科学省における平成31・32年度設計・コンサルティング業務の競争参加資格の認定を受けている者で主たる業務が「建築設備関係設計・施工管理業務」であること。主たる業務が「建築設備関係設計・施工管理業務」とは、希望業種が建築設備関係設計・施工管理業務で認定を受けていること。なお、資格審査結果通知書が未着のため、提出期限までに、競争参加資格認定通知書の写しを提出できない場合は、審査申請書の写しを提出すること。
- (2) 経営状況が健全であること。
- (3) 不正または不誠実な行ないないこと。
- (4) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
- (5) 2008年度以降に、元請として設計完了した、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造で、延べ面積4,200㎡以上の病院又は研究施設（クリーンルームを含む）に係る新営（改築を含む）又は改修の実施設業務の実績を有すること。
- (6) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、文部科学省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(注) 1 (1)、(2)及び(3)の参加資格については、必須の参加資格とすること。

(注) 2 設計共同体によることとした場合は、その旨を明らかにすること。

8 技術提案書の提出を求める者を選定するための基準

- (1) 担当予定技術者の能力【審査のウェイトは3分の2】
資格、主要業務の実績、同種又は類似業務の実績
- (2) 技術提案書の提出者の能力【審査のウェイトは3分の1】
技術者数、技術力、主要業務の実績、同種又は類似業務の実績

9 技術提案書を特定するための評価基準

- (1) 担当予定技術者の能力【審査のウェイトは10分の2】
資格、主要業務の実績、同種又は類似業務の実績
- (2) 業務の実施方針【審査のウェイトは10分の3】
業務内容の理解度、実施方針の妥当性、実施手法の妥当性、工程計画の妥当性、技術者配置計画の妥当性、業務に対する取組意欲
- (3) 課題についての提案【審査のウェイトは10分の4】
提案の的確性、提案の独創性、提案の実現性
- (4) 技術提案書の提出者の能力【審査のウェイトは10分の1】
技術者数、技術力、主要業務の実績、同種又は類似業務の実績

10 公示の写し 別紙6のとおり

- 1 1 契約書作成の可否等 要 別紙7の「契約書(案)」により契約書を作成する。
- 1 2 支払条件 業務委託料は、請求に基づき2回以内で支払う。
- 1 3 参加表明書の提出期限、場所及び方法等
- (1) 記7(1)に掲げる資格を満たしていない者も参加表明書を提出することができるが、記16(2)①の提出期限の日において、当該資格を満たしていなければならない。
- (2) 参加表明書の提出期限、場所及び方法等
- ①提出期限 2019年3月18日(月)17時00分 ただし、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条に規定する行政機関の休日(以下「休日」という。)は受付けない。
- ②提出場所 記3に同じ。
- ③提出方法 持参又は郵送(書留郵便等記録が残る方法に限る。)すること。ただし、郵送の場合は提出期限までに必着のこと。なお、ファクシミリによるものは受付けない。
- ④提出部数 参加表明書1部、技術資料2部
文部科学省における平成31・32年度設計・コンサルティング業務の競争参加資格認定通知書の複写1部を含む。なお、資格審査結果通知書が未着のため、提出期限までに、競争参加資格認定通知書の写しを提出できない場合は、審査申請書の写しを提出すること。
- (注) 参加表明書の提出は、郵送でも受付ける。
- 1 4 提出要請者の選定
- (1) 参加表明者が、記7に掲げる資格を満たしているか否かの確認を記13(2)①の提出期限の日を基準日として行う。
ただし、記7(1)に掲げる資格を満たしていない者であっても、記16(2)①の提出期限の日において当該資格を満たしていることを条件として、当該資格を満たしていることを確認する。
- (2) 記7に掲げる資格を満たしている参加表明者の中から、記8に掲げる基準に基づき、技術提案書の提出を求める者(以下「提出要請者」という。)を選定する。
- (3) (2)の選定の結果は、書面により通知するとともに、提出要請者を閲覧により公表する。
- (4) 閲覧の開始及び場所
- ①閲覧開始 2019年3月26日(火)から ただし、休日は行わない。
- ②閲覧場所 記3に同じ
- ③閲覧時間 9時00分から17時00分まで。
- 1 5 非選定理由に対する質問書の提出期限、場所及び方法等
- (1) 提出要請者に選定されなかった者は、書面(様式は自由)によりその理由について説

明を求めることができる。

(2) 質問書の提出期限、場所及び方法

- ①提出期限 2019年4月4日(木) 17時00分 ただし、休日は受け付けない。
- ②提出場所 記3に同じ
- ③提出方法 持参又は郵送(書留郵便等配達記録が残る方法に限る。)すること。ただし、郵送の場合は提出期限までに必着のこと。なお、ファクシミリによるものは受け付けない。

(3) (1)の質問に対する回答期限及び方法

- ①回答期限 2019年4月15日(月)
- ②回答方法 質問回答書を郵送する。

1.6 技術提案書の提出期限、場所及び方法等

(1) 記1.4(3)の通知により技術提案書の提出を求められた者は、技術提案書を提出することができる。

(2) 技術提案書の提出期限、場所及び方法等

- ①提出期限 2019年4月8日(月) 17時00分 ただし、休日は受け付けない。
- ②提出場所 記3に同じ
- ③提出方法 持参又は郵送(書留郵便等配達記録が残る方法に限る。)すること。ただし、郵送の場合は提出期限までに必着のこと。なお、ファクシミリによるものは受け付けない。
- ④提出部数 技術提案書1部、技術資料6部

(3) 提出期限までに技術提案書を提出しない者は、技術提案書の提出を辞退したものとみなす。

1.7 ヒアリング

(1) 技術提案書の特定に当たってのヒアリングは実施しない。

1.8 技術提案書の特定

(1) 技術提案者が、記7に掲げる資格を満たしているか否かの確認を記1.6(2)①の提出期限の日を基準日として行う。

(2) 記7に掲げる資格を満たしている技術提案者の技術提案書の中から、記9に掲げる基準に基づき、技術提案書を特定する。

なお、当該技術提案書に次ぐ技術提案書を次順位として選定する場合がある。

(3) (2)の特定の結果は、書面により通知するとともに、特定した技術提案書(参加表明書を含む。)及び技術提案書が特定された者を閲覧により公表する。

(4) 閲覧の開始及び場所

- ①閲覧開始 2019年4月16日(火)から ただし、休日に行わない。

②閲覧場所 記3に同じ

③閲覧時間 9時00分から17時00分まで。

19 非特定理由に対する質問書の提出期限、場所及び方法等

(1) 技術提案書を特定されなかった者は、書面（様式は自由）によりその理由について説明を求めることができる。

(2) 質問書の提出期限、場所及び方法

①提出期限 2019年4月25日（木）17時00分 ただし、休日は受け付けない。

②提出場所 記3に同じ

③提出方法 持参又は郵送（書留郵便等配達記録が残る方法に限る。）すること。ただし、郵送の場合は提出期限までに必着のこと。なお、ファクシミリによるものは受け付けない。

(3) (1)の質問に対する回答期限及び方法

①回答期限 2019年5月7日（火）

②回答方法 質問回答書を郵送する。

20 コンサルタント選定委員会の公表

(1) 本手続きに係る審査を行うコンサルタント選定委員会委員を閲覧により公表する。

(2) 閲覧の開始及び場所

①閲覧開始 2019年4月16日（火）から ただし、休日に行わない。

②閲覧場所 記3に同じ

③閲覧時間 9時00分から17時00分まで。

21 説明書に対する質問書の提出期限、場所及び方法等

(1) 説明書に対する質問がある場合は、書面（様式は自由）により提出すること。

(2) 質問書の提出期限、場所及び方法

①提出期限 2019年4月1日（月）17時00分 ただし、休日は受け付けない。

②提出場所 記3に同じ

③提出方法 持参又は郵送（書留郵便等配達記録が残る方法に限る。）すること。ただし、郵送の場合は提出期限までに必着のこと。なお、ファクシミリによるものは受け付けない。

(3) (1)の質問に対する回答期限及び方法

①回答期限 質問書を受けた日の翌日から起算して7日以内

②回答方法 質問回答書を郵送するとともに電子メールにより技術提案書の提出要請者に送信する。

(4) (3)②の質問回答書の閲覧期間及び場所

①閲覧期限 (3)②の回答の日から2019年4月16日（火）まで。ただし

休日は行わない。

- ②閲覧場所 記3に同じ
- ③閲覧時間 9時00分から17時00分まで。

2.2 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 参加表明書及び技術提案書の作成及び提出に要する費用は、参加表明者及び技術提案者の負担とする。
- (3) 契約保証金 納付
ただし、有価証券等の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。
- (4) 参加表明書又は技術提案書の無効等
 - ①同一の者が単体又は共同体の構成員として複数の参加表明書を提出した場合若しくは参加表明者が他の参加表明者の協力事務所になっている場合は、当該参加表明書は全て無効とする。
 - ②虚偽の内容が記載されている参加表明書又は技術提案書は無効とし、提出要請者としての選定及び技術提案書の特定についてはこれを取消す。
 - ③参加表明書又は技術提案書が次の条件の一に該当する場合は失格となることがある。
 - ア 別紙4の「参加表明書作成要領」又は別紙5の「技術提案書作成要領」に示された条件に適合しないもの。
 - イ 提出期限、場所及び方法等に適合していないもの。
 - ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
 - エ 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。
 - オ 許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの。
- (5) 手続きにおける交渉の有無 無
- (6) 当該業務に直接関連する他の業務の契約を当該業務の契約の相手方と随意契約により締結する予定の有無 無
- (7) 関連情報を入手するための照会窓口 記3に同じ
- (8) 参加表明書及び技術提案書は、返却しない。
ただし、技術提案書を特定した技術提案者の参加表明書及び技術提案書以外は、提出時に返却の希望があったもののみ返却する。
なお、返却を希望する者は、その旨を参加表明書及び技術提案書に記載すること。
- (9) 参加表明書及び技術提案書は、本手続以外に参加表明者及び技術提案者に無断で使用しない。
ただし、参加表明書及び技術提案書は、公表性、透明性及び客観性を確保するため必要があるときは、公表することがある。

- (10) 参加表明書及び技術提案書は、特定を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。
- (11) 参加表明書及び技術提案書の提出期限以降における参加表明書及び技術提案書の差し替え及び再提出は認めない。また、参加表明書及び技術提案書に記載された担当予定技術者は、病気、死亡、退職等の極めて特別の理由があると認めた場合を除き変更することはできない。
- なお、当該技術者の変更を認めた場合を除き当該技術者を配置できない場合は、提出要請者としての選定及び技術提案書の特定についてはこれを取消す。
- (12) 参加表明書及び技術提案書の作成のため発注者より受領した資料は、発注者の了解なく公表又は他の目的のために使用することはできない。
- (13) 提出要請者の選定及び技術提案書の特定その他の手続に不服がある者は、上記15(3)及び19(3)の回答を受けた日から起算して7日(土曜、日曜及び祝日を除く。)以内に書面により浜松医科大学理事(財務担当)に対して再苦情の申し立てを行うことができる。